

資格種類別担当業務内容一覧表（第6段階）

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																			地質調査		
			測量一般	地図航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械		電気電子	その他
測量士			◎	◎	◎																					
測量士補																										
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力 ^力 、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、 ^{ばう} 、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																					◎		△	
		電気電子一般及び發送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						◎		△
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎																				△
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る					◎																			△
		建設一般及び電力土木とするものに限る						◎																		△
		建設一般及び道路とするものに限る							◎																	△
		建設一般及び鉄道とするものに限る								◎																△
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る														◎	◎									△
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																	◎							△
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																		◎						△
		建設一般及びトンネルとするものに限る																			◎					△
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																				◎				△
		建設一般及び建設環境とするものに限る																					◎			△
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									◎															△
		上下水道一般及び下水道とするものに限る										◎														△
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎													△
		森林一般及び森林土木とするものに限る												◎												△
		水産一般及び水産土木とするものに限る													◎											△
		情報工学一般とするものに限る																							◎	△
		応用理学一般及び地質とするものに限る																	◎							△ ◎
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																								△
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力 ^力 、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、 ^{ばう} 、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																						◎		△
		電気電子一般及び發送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																							◎	△
		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る					◎																			△
		港湾及び空港とするものに限る						◎																		△
		電力土木とするものに限る							◎																	△
		道路とするものに限る								◎																△
		鉄道とするものに限る									◎														△	
		都市及び地方計画とするものに限る														◎	◎								△	
		土質及び基礎とするものに限る																	◎							△ ◎
		鋼構造及びコンクリートとするものに限る																		◎						△
		トンネルとするものに限る																			◎					△
	施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																				◎			△		
	建設環境とするものに限る																					◎		△		
	上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									◎	◎													△	
	農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎												△	
	森林部門	森林土木とするものに限る												◎											△	
	水産部門	水産土木とするものに限る													◎										△	
	情報工学部門	特定なし																						◎	△	
	応用理学部門	地質とするものに限る																◎							△ ◎	
	衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																							△	
	R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋					◎																			△
港湾及び空港							◎																		△	
電力土木								◎																	△	
道路									◎																△	
鉄道										◎															△	
上水道及び工業用水道											◎														△	
下水道												◎												△		
農業土木													◎											△		
森林土木														◎										△		
水産土木															◎									△		
造園																	◎							△		
都市計画及び地方計画																		◎						△		
地質																			◎					△ ◎		
土質及び基礎																				◎				△ ◎		
鋼構造及びコンクリート																					◎			△		
トンネル																						◎		△		
施工計画、施工設備及び積算																							◎	△		
建設環境																								◎	△	
機械																									△	
電気電子																									△	
廃棄物																									△	
地質調査技士																								△ ◎		
認定技術管理者																								△ ◎		

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。

「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。

「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。